苦情受付への対応

(令和2年1月1日~令和2年3月31日)

社会福祉法人春風寮は、社会福祉法第82条及びこれに係る法令等に基づき、実施する 福祉サービス及び事業等に関する苦情に適切に対応するため、必要な事項を定め、適切に 対応するよう努めております。

1 対象事業所

法人が経営する次に掲げる事業所を対象とします。

- (1) 児童養護施設「春風寮」
- (2) 児童家庭支援センター「はるかぜ」
- (3) 相談支援センター「あおぞら」

2 苦情解決の体制

苦情解決の責任主体を明確にするとともに、苦情の申し出のしやすい環境を整えるため、次に掲げる苦情解決体制を整備します。

- (1) 苦情受付担当者
 - ア 利用者からの苦情受付
 - イ 苦情の内容、苦情申出人の意向の確認と記録
 - ウ 受け付けた苦情及び改善状況等の苦情解決責任者及び第三者委員への報告等
- (2) 苦情解決責任者
 - ア 苦情受付担当者からの受け付けた苦情内容の報告聴取
 - イ 苦情申出人との苦情解決に向けての話し合い
 - ウ 苦情申し立て事項の解決方策への対応等
- (3) 第三者委員
 - ア 利用者からの苦情の直接受け付け
 - イ 苦情申出人、苦情受付担当者又は苦情解決責任者への助言
 - ウ 苦情解決を円滑・円満に図るための対応等

施設名	苦情受付担当者	苦情解決責任者	第三者委員
児童養護施設 春風寮	後藤洋子	村松隆之	
	望月耕司	竹松隆之	相原眞人
児童家庭支援センターはるかぜ	短用順之.	プロ 順	田代金一
相談支援センターあおぞら	福田順子	石川 順	

3 苦情受付対応状況 (令和 2 年 1 月 1 日~令和 2 年 3 月 31 日)

(1)児童養護施設春風寮

受付	苦情	要望	意見	<u>≓</u>
1月~3月	5	0	0	5

時期	内 容	回 答
1月~	・他児の、ルールやマナーに反し	・対象児童に個別に話をして、ルールやマナ
3月	た行動で自身をはじめ他児も不	一への理解を深める。
	快な思いをしている。改めるよ	
	う職員から注意してほしい。	
	・春風寮児童が職員から「あの家	・当該児童に確認した結果、寮職員がそのよ
	はうるさいから関わるな」と言	うなことを言った事実は無いことと友人に
	われた旨を申出者が自身の子ど	誤解を与えた可能性があったことが分かっ
	も経由で聞いたが、事実か	たため、申出者にその旨を報告して了承され
		た。
	・特定の職員が、些細なことで怒	・当該職員に確認した結果、児童に厳しい言
	るから嫌だ。(同一内容 2件)	い方をした事実があり、その結果不快な思い
		をさせたことへの反省が聞かれ、今後は指導
		の声掛け方法に十分配慮することとした。
	・何かを決める際に全て大人が	・色々な事項は全て職員が決めているのでは
	決めている。ゲームやアイパッ	なく、意見を反映させられるものに関しては
	ドの使用時間を増やしてほし	子ども会議の場などで話を聞き、みなが平等
	V,	になるようなルールを作っている経緯を子
		ども会議で説明した。

(2)児童家庭支援センター はるかぜ

時期	内 容	回 答
1月~3月	なし	

(3)相談支援センター あおぞら

時期	内 容	回 答
1月~3月	なし	